

# 財務報告

## 当期の経営成績の分析

当期における当企業グループを取りまく事業環境としまして、国内株式市場は期初から低調に推移しておりましたが、2012年11月を境に株価が上昇に転じており、2013年1月からの信用取引に係る規制緩和も相まって、第4四半期(2013年1～3月)の主要3市場(東京・大阪・名古屋)合計の個人株式委託売買代金は、第3四半期(2012年10～12月)の2.4倍という高水準となり、年間でも前期に比べ38%増加いたしました。一方海外においては、一部の新興国の経済成長が鈍化しておりますが、米国経済が緩やかに回復を続けているなど、明るい兆しも見え始めております。このような環境下において、当期の経営成績は、営業収益が153,476百万円(前期比13.5%減少)、営業利益は16,577百万円(同5.4%減少)、税引前利益は14,213百万円(同8.9%減少)、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,202百万円(同955.9%増加)となりました。

### (金融サービス事業)

金融サービス事業の営業収益は、前期比3.8%増加の113,340百万円、税引前利益は前期比78.5%増加の18,741百万円となりました。株式会社SBI証券においては、当期に新たに220,930口座が開設され、当期末における総合口座数は2,608,716口座と引き続き堅調に顧客基盤を拡大しております。当期の株式会社SBI証券における連結業績(日本基準※)は、2012年12月以降の個人委託売買代金の増加による委託手数料収入の増加により、営業収益は前期比9.2%増加の43,401百万円、営業利益は前期比52.4%増加の11,478百万円となりました。SBI損害保険株式会社においては、自動車保険の保有契約件数が引き続き大きく増加しており、それに伴う責任準備金繰入額の増加等が影響し経常損失となっておりますが、経常収益(日本基準)は前期比37.3%増加の19,164百万円と引き続き増収を達成しました。

※ 日本において一般に公正妥当と認められる会計基準を「日本基準」と記載しております。(以下同じ。)

なお持分法適用会社である住信SBIネット銀行株式会社においては、2013年3月末には預金総残高が2兆6,910億円、口座数は164万7千口座となっており、同社の連結業績(日本基準)は、経常収益は前期比16.1%増加の40,204百万円、経常利益は前期比36.4%増加の7,903百万円、当期純利益は税務上の繰越欠損金の解消等を要因とする税金費用負担が前期に比べ増加したこと等から前期比7.3%減少の4,779百万円となりました。

### (アセットマネジメント事業)

アセットマネジメント事業の営業収益は、前期比43.2%減少の32,202百万円、税引前利益は前期比69.6%減少の5,450百万円となりました。当期においては、欧州ソブリン問題や新興国の成長鈍化等が影響し世界の新規上場社数が前期比382社減少の751社と大きく減少したなか、国内の新規上場企業数は前期を17社上回

る54社となり引き続き回復基調にあると思われ、当事業に係るIPO、M&Aの実績は、当期は国内9社、海外3社の計12社となりました。当事業においては、前期にKLab株式会社並びに株式会社VSNの株式売却により大きな株式売却益を計上したこと等が影響し前期比減収減益となっておりますが、有望投資先が順調に企業価値を向上させていることに加え、2012年11月以降に株式市況が大きく好転したこともあり、一部の非上場株式で大幅な評価引き下げを行ったにもかかわらず、当期の下半期業績は上半期に対して大幅な増収増益を達成しております。

### (バイオ関連事業)

バイオ関連事業の営業収益は、前期比104.3%増加の970百万円、税引前利益は3,900百万円の損失となりました。SBIファーマ株式会社においては、国内では2013年3月に5-アミノレブリン酸(ALA)を利用した医薬品第1号である悪性神経腫の経口体内診断薬「アラグリオ®」の製造販売承認を取得したほか、膀胱がんの術中診断薬のフェーズⅢ治験も終了しております。また海外では、英国でがん化学療法による貧血治療薬のフェーズⅠ臨床試験が始まっており、フェーズⅡに入り次第米国でもフェーズⅡから臨床試験を開始する予定となっております。なお、バーレーンにおいては政府と緊密な連携を取りながら中東におけるALA関連事業(医薬品開発、臨床研究、製造、輸出等)の拠点として事業体制を着々と構築しております。SBIバイオテック株式会社においては、2012年12月に米国Quark Pharmaceuticals, Inc.を完全子会社化しており、経営資源を統合することで研究開発力の強化、効率化を図り、双方が保有する有望な創薬パイプラインの研究開発を加速させております。

## キャッシュ・フローの状況

当期末の総資産は、2013年3月に株式会社現代スイス貯蓄銀行の株式を取得し子会社としたこと等の影響により2,494,387百万円となり、前期末の1,655,568百万円から838,819百万円の増加となりました。また、資本は前期末に比べ8,630百万円増加し、360,535百万円となりました。

なお、当期末の現金及び現金同等物残高は133,362百万円となり、前期末の159,833百万円から26,471百万円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、36,984百万円の支出(前期は9,818百万円の収入)となりました。これは主に、「税引前利益」が14,213百万円、「営業債権及びその他の債権の増減」が10,614百万円及び「営業債務及びその他の債務の増減」が14,167百万円の収入となった一方で、「証券業関連資産及び負債の増減」が72,300百万円の支出となったこと等の要因によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、19,060百万円の支出(前期は16,021百万円の支出)となりました。これは主に、「子会社の取得による支出」が18,451百万円となったこと等の要因によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、25,699百万円の収入(前期は7,387百万円の収入)となりました。これは主に、「短期借入金の純増減額」と「長期借入による収入」及び「長期借入金の返済による支出」の合計額が17,774百万円の収入となったこと等の要因によるものであります。

---

## 日本基準との主な差異

---

### ①営業収益及び営業費用の日本基準からの組替について

IFRSでは、収益又は費用のいかなる項目も、異常項目として損益計算書に表示してはならないとされるとともに、金融費用及び持分法による投資損益については、当該金額を表す科目を損益計算書に含めなければならないとされています。また、償却原価で測定する金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額は、損益計算書又は注記で開示する必要があります。

これらに加え、金融事業を含む多種多様な事業を展開する当企業グループの経営成績を適切に開示するため、日本基準により作成した連結損益計算書の「売上高」、「営業外収益」、「特別利益」として開示していた収益のうち、持分法による投資利益及び財務活動から生ずる金融収益等を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の営業収益(以下、IFRSの営業収益)に組替えております。

これらの組替により、IFRSの営業収益は、日本基準における売上高と比べ、前期は16,161百万円増加、当期は10,059百万円増加しております。

また、日本基準では「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、「特別損失」として開示していた費用のうち、持分法による投資損失及び財務活動から生ずる金融費用等を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の営業費用(以下、IFRSの営業費用)に組替えております。

これらの組替により、IFRSの営業費用は、日本基準における「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計(以下、日本基準の営業費用)と比べ、前期は6,830百万円増加、当期は5,456百万円増加しております。

### ②組替を除く営業収益の差異

#### (a) 連結財務諸表の範囲

日本基準では、ベンチャー・キャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引

として、他の企業の株式や出資を有している場合、他の企業の意味決定機関を支配していることに該当する要件を満たすとしても、一定の要件を満たすことにより、子会社に該当しないものとして取り扱うこととされております。

一方、IFRSでは、ベンチャー・キャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図り、キャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式や出資を有している場合であっても、当該他の企業を支配している場合には、子会社に該当するものとして連結する必要があります。

このように連結財務諸表の範囲が拡大されたことにより、前期及び当期におけるIFRSの営業収益は、それぞれ34,600百万円増加及び23,840百万円増加しております。

#### (b) 金融商品の評価に係る損益

日本基準では、「その他有価証券」に分類される有価証券で、時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理)によって評価され、時価のないものは、移動平均法による原価法で評価されており、時価が著しく下落した場合又は実質価格が著しく下落した場合を除き、評価にかかる損益は計上されません。ただし、当企業グループにおいては、営業投資有価証券に関する損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を引当計上することにより、実質的に下落サイドのみの時価算定を行い、評価に係る損失を計上してまいりました。

IFRS第9号の適用により、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定したものを除いて、純損益を通じて公正価値で測定しており、未上場株式を含む有価証券の評価損益は営業収益に計上されております。

#### (c) 支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社の所有持分の変動

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、IFRSでは、資本取引として会計処理され、損益を認識しません。

#### (d) 組替を除くIFRSの営業収益と日本基準における売上高との差異の概算額

前述①の組替による影響額を除き、前述②の(a)から(c)を含むIFRSと日本基準の差異により、IFRSの営業収益は、日本基準における売上高と比べ、前期は16,174百万円増加、当期は26,823百万円増加しております。

### ③組替を除く営業費用の差異

#### (a) 連結財務諸表の範囲

前述②(a)に記載のとおり、連結財務諸表の範囲が拡大されたことにより、前期及び当期におけるIFRSの営業費用は、それぞれ34,991百万円増加及び24,004百万円増加しております。

(b) のれんの減損及びのれん償却

日本基準では、のれんは一般的に20年を上限とした見積耐用年数にわたり償却され、減損の兆候がある場合に減損テストを行うこととされており、毎年の減損テストの実施は要求されておりません。

IFRSでは、のれんは償却されない代わりに、減損の兆候があるかどうかに関わらず、毎年同時期に減損テストを実施する必要があります。

(c) 保険契約

日本基準では、新設された保険会社は、設立後5年以内に発生した事業費等を保険業法第113条に従い繰延資産に計上し、10年を上限として純損益を通じて償却することができます。

IFRSでは、資産の認識要件を満たさない当該事業費用については、資産として計上せず、発生時に費用認識するため、純損益を通じた償却は生じません。

(d) 組替を除くIFRSによる営業費用と日本基準の営業費用の差異の概算額

前述①の組替による影響額を除き、前述③(a)から(c)を含むIFRSと日本基準の差異により、IFRSの営業費用は、日本基準の営業費用と比べ、前期は15,777百万円増加、当期は881百万円減少しております。

#### ④法人所得税費用

(a) 連結財務諸表の範囲

前述②(a)に記載の通り、連結財務諸表の範囲が拡大されたことにより、IFRSに基づいて計上した法人所得税費用は、日本基準に基づいて計上した場合と比べ、前期は415百万円の増加、当期は306百万円の増加となりました。

(b) 未実現損益に係る税効果

連結グループ内部で未実現損益が発生する内部取引が行われた場合、連結上未実現損益は消去されることとなるため、会計上の簿価と税務上の簿価に一時差異が生じることとなります。

日本基準においては、連結上消去された未実現利益に係る税効果は、売手側で発生した税金額を繰延税金資産として計上し、また、未実現損失に係る税効果は、売手側で課税所得の計算上、未実現損失が損金処理されたことによる税金軽減額を繰延税金負債として計上します。

一方、IFRSでは、連結上消去された未実現利益に係る税効果は、買手側において買手側の税率で繰延税金資産を計上した上で、回収可能性を判断し、また、未実現損失に係る税効果は、原則として繰延税金負債を認識します。

(c) 法人所得税費用に係る日本基準とIFRSとの差異

前述④(a)及び(b)の要因を含む法人所得税費用に係る日本基準とIFRSとの差異の影響、及び、その他の日本基準とIFRSの会計処理の相違に伴う影響により、IFRSに基づいて計上した法人

所得税費用は、日本基準に基づいて計上した場合と比べ、前期は920百万円の増加、当期は6,273百万円の増加となりました。

---

## 事業等の方針

---

当企業グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既にほぼ完成させ、現在はアジア地域を中心とした成長著しい国々で、投資事業の拡大と運用体制の整備を急速に進めつつあります。

今後は、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくとともに、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

当社は、2011年4月14日に日本における上場企業として初めて香港証券取引所メインボード市場へ上場いたしました。上場に伴うアジア地域での信用力と知名度の向上を最大限に活用し、当企業グループのアジア地域における更なる事業の発展へとつなげてまいります。

また、国内においても、生活者の節約志向の強まりや各種金融取引のインターネット取引への移行をうまく捉え、概ね構築の完了した事業相互のシナジーを一層高めつつ、低コストで質の高い様々な金融商品・サービスを提供することで、成長加速を目指してまいります。

金融サービス事業においては、日本の株式市場が不安定な状況下でもさらなる成長を実現するために、株式会社SBI証券において、引き続き海外関連商品の拡充やFX取引の強化など収益源の多様化を進めるとともに、評価機関から高評価を得ているコールセンターの更なる充実などサービスレベルの一層の向上等を図ってまいります。また、2008年11月に開業しFX取引における流動性だけでなく利便性や競争力の高いマーケットインフラを株式会社SBI証券や住信SBIネット銀行株式会社のほか2012年5月に開業したSBI FXトレード株式会社に提供しているSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、取引環境の整備・流動性の向上に引き続き取り組むとともに、今後は海外の個人投資家へのサービス提供も視野に入れ、より低コストでかつ安心安全なFX取引環境の構築に注力してまいります。さらに、株式市況のみに立脚しない収益体質の構築を目指して新たな事業の柱として2007年から2008年にかけて開業した住信SBIネット銀行株式会社、SBI損害保険株式会社は、グループ内企業とのシナジー効果を一層発揮させることにより、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。なお、商品によってはインターネットのみでは取り扱いが難しいものや対面で専門家による説明ニーズの高いものも存在することから、「資産運用」「保険」「住宅ローン」分野を中心に顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応する対面販売事業を運営するSBIマネープラザ株式会社が主体となって、当企業グループにおける対面型チャネルの拡大にも注力してまいります。

アセットマネジメント事業においては、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資拡大および運用体制の整備を重要課題と認識しており、各国の経済状況を鑑みながら現地有力パートナーとの共同運営ファンド設立を推進するとともに、海外拠点網の拡大と整備を引き続き推進してまいります。プライベート・エクイティ投資においては、投資分野を絞り込み、成長分野へと集中投資することにより、産業育成への貢献と高い運用成績の享受とを目指しておりますが、今後もIT、バイオ、環境・エネルギー、金融の四分野を主たる投資先と位置付け、金融分野においては当企業グループのノウハウを提供することで投資先企業価値向上の見込まれる海外金融機関への直接投資も推進してまいります。また、バイアウトファンドの運営を通じて、国内の有望な中堅・中小企業への投資も行っております。このような事業展開において、当企業グループは今後もグループ内外のリソースを積極的に活用し、早期に投資先の企業価値等を高めることでファンドのパフォーマンスを向上させ、当事業の一層の拡大を図ってまいります。

2013年3月期より新たに主力事業分野に加えバイオ関連事業においては、5-アミノレブリン酸(ALA)を用いた健康食品や化粧品の販売に加え、SBIファーマ株式会社が医薬品の研究開発を進めております。現在、国内外の大学や研究機関等においてALAに関する様々な研究が進んでいることから、今後も幅広い分野での利用が予想されるALAを通じて、消費者にとってより健康で豊かな生活に貢献できるよう研究開発を進めてまいります。また、SBIバイオテック株式会社は、各国の有力研究機関と連携し最先端のバイオテクノロジーを駆使して新たな医療・医薬品の創造に尽力してまいります。

また、2010年7月に、当企業グループの「ブリリアントカット化」というコンセプトを打ち出しました。これは、当企業グループの各社・事業体をダイヤモンドの面にぞらえ、ダイヤモンドが最も美しく輝くとされる「58面体のブリリアントカット」を当企業グループの企業生態系の主要な58の会社・事業体に例えたものです。ダイヤモンドはブリリアントカットをすることでそれぞれの面がより美しく、そして58面が一つとなった全体として最も輝くようになりますが、今後は当企業グループの「ブリリアントカット化」に向けて、従来のグループ規模の拡大優先から、事業の選択と集中を進め収益力を重視した経営へと移行してまいります。

当企業グループを通じた課題として、急速な事業の拡大を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的リソースの継続的な向上を図ることがますます重要となっております。そのために当企業グループの経営理念に共感する優秀な人材の採用活動のさらなる強化とともに、独自の企業文化を育み継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しております。2006年4月からの取り組みの結果、新卒採用者は急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹部候補生として、既に各々重要なポジションでの活躍しております。今後もより優秀かつグローバルな人材の確保と、社員のキャリア開発を促進し、当企業グループの永続的成長と発展を図ってまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、2013年6月27日現在において当社が判断したものであります。

---

## リスク要因

---

当企業グループの事業その他に関するリスクについて、投資判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、必ずしもかかるリスク要因に該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当企業グループは、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避並びに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2013年6月27日現在において判断したものであります。

### 1) 当企業グループは複数の事業領域分野で事業展開している多数の企業で構成されているため、単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面します

当企業グループは金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業等、多岐にわたる業種の企業で構成されております。また、当企業グループには複数の上場会社が存在しております。このような多様性により、当企業グループは単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面しております。具体的には以下の3点があげられます。

- 様々な分野の業界動向、市場動向及び法的規制等が存在します。したがって当企業グループは様々な事業環境における変化をモニタリングし、それによって影響を受ける事業のニーズに合う適切な戦略を持って対応できるよう、リソースを配分する必要があります。
- 当企業グループの構成企業は多数あることから、事業目的達成のためには説明責任に重点を置き、財政面での規律を課し、経営者に価値創造のためのインセンティブを与えるといった効果的な経営システムが必要です。さらに多様な業種の企業買収を続けている当企業グループの事業運営はより複雑なものとなり、こうした経営システムを実行することはより困難になる可能性があります。
- 多業種にまたがる複数の構成企業が共同で事業を行うことが、それぞれの株主の利益になると判断する可能性があります。こうした事業において期待されるようなシナジー効果が発揮されない可能性があります。

### 2) 当企業グループの構成企業における議決権の所有割合又は出資比率が希薄化される可能性があります

構成企業は株式公開を行う可能性があり、その場合、当該会社に対する当企業グループの議決権の所有割合は希薄化されます。さらに、構成企業は拡張計画の実現その他の経営上の目的のために資本の増強を必要とする場合があり、この資金需要を満たすた

め、構成企業は新株の発行やその他の持分証券の募集を行う可能性があります。当企業グループはこのような構成企業の新株等の募集に応じないという選択をする、又は応じることができない可能性があります。当該会社に対する現在の出資比率を維持するだけの追加株式の買付けを行わない場合、当企業グループの当該会社に対する出資比率は低下することになります。

構成企業に対する出資比率の低下により、当該企業から当企業グループへの利益の配分が減少することになった場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、出資比率が大きく低下した場合、当企業グループの当該企業の株主総会における議決権の所有割合が低下し、当該企業に対する支配力及び影響力が低下する可能性があります。

### 3) インターネット商品及びサービス市場において期待通りの市場成長が実現しない可能性があります

国内のインターネット金融商品及びサービス市場は発展を続けております。当企業グループの事業の成功はオンライン証券サービス、インターネット・バンキング、インターネットを使った個人向け保険商品並びに保険サービス等インターネット商品及びサービスの利用が継続的に増加するかどうか大きく影響されます。この成長が実現されない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。国内の個人顧客がインターネット商品及びサービスを敬遠する場合、セキュリティあるいは個人情報に関する懸念、サービスの質の一貫性の欠如、金融商品の取引をインターネット上で行うことに伴う困難さ等がその要因として考えられます。

### 4) 当企業グループにおける合併契約の締結、提携の相手先企業に対する法的規制若しくは財務の安定性における変化、又は双方の経営文化若しくは経営戦略における変化

当企業グループは国内外の複数の企業と合併事業を運営し、又は提携を行っております。これらの事業の成功は相手先企業の財務及び法的安定性に左右されることがあります。合併事業を共同で運営する相手先企業に当企業グループが投資を行った後に、相手先企業のいずれかの財政状態が何らかの理由で悪化した場合又は相手先企業の事業に関わる法制度の変更が原因で事業の安定性が損なわれた場合、当企業グループは合併事業若しくは提携を想定どおりに遂行できない、追加資本投資を行う必要に迫られる、又は事業の停止を余儀なくされる可能性があります。同様に、当企業グループと相手先企業との間の経営文化や事業戦略上の重大な相違が明らかになり、合併又は提携契約の締結を決定した時点における前提に大幅な変更が生じる可能性があります。合併事業や提携事業が期待した業績を達成出来なかった場合、又は提携に関して予め想定しなかった事象が生じた場合、これらの合併事業又は提携事業の継続が困難となる可能性があります。合併事業又は提携事業が順調に進まなかった場合には、当企業グループの評判の低下や、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 5) 風評リスク

当企業グループの事業分野は安心、安定と顧客の信頼が最も重要とされる業界であることから、当企業グループは投資家からの低評価や風評リスクの影響を受けやすい状況にあります。当企業グループ又は当企業グループのファンド、商品、サービス、役職員、合併事業のパートナー及び提携企業に関連して、その正誤にかかわらず不利な報道がなされた場合、又は本項に記載されたリスク要因のいずれかが顕在化した場合、顧客及び顧客からの受託のいずれか一方又は両方の減少につながる可能性があります。当企業グループの事業運営は役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業に依存しております。役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業によるいかなる行為、不正、不作為、不履行、及び違反も相互に関連し合うことで、当企業グループに関する不利な報道につながる可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループの業容拡大や知名度向上に伴い、当企業グループの商号等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生しており、当企業グループに非がないにも関わらず、風評被害を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 6) 事業再編と業容拡大に係るリスク

当企業グループは「Strategic Business Innovator=戦略的事業の革新者」として、常に自己進化(「セルフエボリューション」)を続けていくことを基本方針の一つとしております。

近年行ってきた株式交換による完全子会社化を含む事業再編に加えて、今後も当企業グループが展開するコビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM&A(企業の合併及び買収)を含む積極的な業容拡大を進めてまいります。これらの事業再編や業容拡大等がもたらす影響について、当企業グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できず、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当企業グループは適切な投資機会、提携企業、又は買収先企業を見つけることができない可能性があるほか、これらについて適切に見つけることができた場合でも、商取引上許容し得る条件を満たさない、又は取引を完了することができない可能性があります。企業買収に関しては、内部運営、流通網、取扱商品、又は人材等の面で買収先企業及び事業を現存の事業に統合することが困難である可能性があり、こうした企業買収によって期待される成果が得られない可能性があります。買収先企業の利益率が低く、効率性向上のためには大幅な組織の再編を必要とする可能性や、買収先企業のキーパーソンが提携に協力しない可能性があります。買収先企業の経営陣の関心の分散、コストの増加、予期せぬ事象や状況、賠償責任、買収先企業の事業の失敗、投資価値の下落、及び無形資産の減損といった数多くのリスクを有し、それらの一部又は全部が当企業グループの事業、財政状態、及び業績に影響を与える可能性があります。企業買収や投資を行う際に、当企業グループが関連する監督官庁と日本国又は当該国政府のいずれか一方又は双方から予め承認を得る必要

がある場合、必要な時期に承認を得られない、又は全く得られない可能性があります。また、海外企業の買収によって当企業グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク、及びカントリーリスクが生じます。これらリスクが具現化した場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、これら事業再編や業容拡大は、その性質上、多額の資金を必要とすることがあり、これら資金を資本市場における株式交換を含むエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達する場合があります。なお、これら多額の資金を負債で調達した場合は、当企業グループの信用格付の引き下げ等により、調達コストが増大する可能性があります。これらの結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当企業グループは純投資目的で株式を保有していた韓国の貯蓄銀行である株式会社現代スイス貯蓄銀行の株式を2013年3月に追加取得し、さらに、その子会社である株式会社現代スイス2貯蓄銀行の株式を2013年3月に取得したことにより、株式会社現代スイス貯蓄銀行とその子会社を当社の連結子会社としております（以下、現代スイス貯蓄銀行グループという。）。これは、韓国の貯蓄銀行業界において近年、政府主導の規制強化・再編促進が進められる中、現地当局によりガバナンス強化及び自己資本比率の改善を求められていたところ、当企業グループが両行の増資を引き受けたものであります。

現在、現代スイス貯蓄銀行グループに当企業グループより責任者を派遣する等のガバナンス強化を進めており、今後も当企業グループ各社との連携等を通じて収益力を改善し企業価値の向上を目指してまいります。現代スイス貯蓄銀行グループは韓国における不動産市況を含む経済動向等の影響を受けるなど銀行業としての様々なリスクへの対応が必要であり、当初の想定どおりのガバナンス強化及び収益力の改善等が図られない場合は、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、今後、現代スイス貯蓄銀行グループにおいては、その保有資産の健全性を高めてまいります。その過程において、現代スイス貯蓄銀行グループの自己資本比率の維持のために現代スイス貯蓄銀行グループへの追加出資等が必要となる可能性があります。当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 7) 新規事業への参入に係るリスク

当企業グループは「新産業クリエイターを目指す」という経営理念のもと、21世紀の中核的産業の創造及び育成を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、これら新規事業において新たな法令の対象となる、又は監督官庁の指導下に置かれる可能性があります。これら適用される法令、指導等に関して何らかの理由によりこれらに抵触し、行政処分又は法的措置等を受けた場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 8) 金融コングロマリットであることに係るリスク

当企業グループは金融庁組織規則に規定される金融コングロマリットに該当しております。そのため、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の更なる強化を図り、グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。しかしながら、何らかの理由により監督官庁から行政処分を受けた場合には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性や、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 9) 投資有価証券に係るリスク

当企業グループは、関連会社への投資を含む多額の投資有価証券を保有しております。そのため、かかる投資有価証券の評価損計上等による損失が生じた場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 10) 訴訟リスク

当企業グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 11) リスク管理及び内部統制に係るリスク

当企業グループはリスク管理及び内部統制のシステム及び実施手順を整備しております。これらのシステムには経営幹部や職員による常時の監視や維持、又は継続的な改善を必要とする領域があります。かかるシステムの維持を効果的かつ適切に行おうとする努力が十分でない場合、当企業グループは制裁や処罰の対象となる可能性があります。結果として当企業グループの財政状態及び業績や評判に影響を与える可能性があります。

当企業グループの内部統制システムはいかに緻密に整備されていたとしても、その本来の性質により判断の誤りや過失による限界を有しております。したがって、当企業グループのリスク管理及び内部統制のためのシステムは、当企業グループの努力にかかわらず、効果的かつ適切である保証はありません。また、内部統制に係る問題への対処に失敗した場合、当企業グループ及び従業員が捜査、懲戒処分、さらには起訴の対象となる可能性、当企業グループのリスク管理システムに混乱をきたす可能性、又は当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 12) 資金の流動性に係るリスク

当企業グループは、事業資金を資本市場におけるエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。世界経済の危機による金融市場の悪化と、それに伴う金融機関の貸出圧縮を含む世界信用市場の悪化により、有利な条件で資金調達を行うことが難しい、あるいは全くできない状況に直面する可能性があります。また、当企業グループの信用格付が

引下げられた場合、外部からの資金調達が困難になり、当企業グループは、資金調達が制約されると共に、調達コストが増大する可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 13) デリバティブに係るリスク

当企業グループは、投資ポートフォリオの価格変動リスクを軽減し、金利及び為替リスクに対処するためデリバティブ商品を活用しております。しかし、こうしたデリバティブを通じたリスク管理が機能しない可能性があります。また、当企業グループとのデリバティブ契約の条件を契約相手が履行できない可能性があります。その他、当企業グループの信用格付が低下した場合、デリバティブ取引を行う能力に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、その一部で行うデリバティブ商品を含む取引活動によって損失を被り、結果として当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 14) 当社の収益は、その一部を子会社及び関連会社からの配当金に依存しております

当社は、債務返済を含む支払義務履行のための資金の一部を、子会社やその他の提携先企業、投資先企業等からの配当金、及び分配等に依存しております。契約上の制限を含む規則等の法的規制により、当企業グループと子会社及び関連会社との間の資金の移動が制限される可能性があります。かかる子会社及び関連会社のなかには、取締役会の権限により当該会社から当企業グループへの資金の移動を禁ずる、又は減ずることが可能であり、特定の状況下ではそうした資金の移動全ての禁止が可能となるような法令の対象となっているものがあります。これらの法令によって当企業グループが支払義務を果たすための資金調達が困難になる可能性があります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 15) キーパーソンへの依存

当企業グループの経営は、当社代表取締役執行役員社長である北尾吉孝とその他のキーパーソンのリーダーシップに依存しており、現在の経営陣が継続して当企業グループの事業を運営できない場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。キーパーソンの喪失に対処するために経営陣が採用する是正措置が直ちには、あるいは効果を現さない可能性があります。

### 16) 従業員に係るリスク

当企業グループは、高度な技能を持ち、当企業グループの経営陣の下で働く要件を満たしている当企業グループが判断した人材を採用しておりますが、今後継続的に高度な技能を持ち、必要とされる能力と技術を有する人材の採用ができない場合には、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 17) 商標権等の様々な知的財産権に係るリスク

当企業グループが行う事業には、商標権、特許権、著作権等の様々な知的財産権、特に「SBI」の商標が関係しております。当企業グループが所有し事業において利用するこれらの知的財産権の保護が不十分な場合や、第三者が有する知的財産権の適切な利用許諾を得られない場合には、技術開発やサービスの提供が困難となる可能性があります。また、当企業グループが第三者の知的財産権を侵害したとする訴訟の対象となる可能性があります。特に著作権関連の知的財産権については関連コストが増加する可能性があります。その場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 18) 法令及び会計基準の施行又は改正に係るリスク

法令の施行又は改正が顧客、借り手、構成企業、資金源に影響を及ぼすと共に当企業グループの事業の運営方法、国内外で提供している商品及びサービスにも影響を与える可能性があります。かかる法令の施行又は改正は予測不可能な場合があり、結果として、当企業グループの事業活動、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

当企業グループの資金又は事業の一部に関連する規制機関による承認や登録免除の撤回又は修正がなされた場合、かかる資金がいずれの管轄下にあるものでも、当企業グループの特定事業の停止、又は事業運営方法の変更を余儀なくされる可能性があります。同様に、一人又は複数の個人の免許又は承認が取り消された場合、それまで当該個人が果たしてきた役割の遂行が困難になることが考えられます。規制対象活動を権限のないものが実施することで、当該事業活動を実施する過程で法的強制力のない契約を交わす可能性等、様々な影響を与えることがあります。

会計基準の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業が基本的に変わらない場合であっても、当企業グループが財政状態及び業績を記録する方法に重要な影響を与える可能性があります。結果として当企業グループの事業活動、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

### 19) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

評価引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。繰越欠損金については、回収可能な金額を限度として繰延税金資産を計上することが認められており、当企業グループにおける繰延税金資産も回収可能性を前提に計上しております。

将来の税金の回収予想額は、当企業グループ各社の将来の課

税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産の実現については、十分な可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 20) 保険による補償範囲に係るリスク

事業リスクの管理のため、当企業グループは保険をかける場合があります。しかし、こうした保険契約に基づいて全ての損失について、全額が必要な時期に補償されるという保証はありません。加えて、地震、台風、洪水、戦争、及び動乱等による損失等、保険をかけることが一般的に不可能な種類の損失もあります。構成企業のうちいずれか1社でも保険で補償されない、又は補償範囲を超える損失を被った場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 21) 過去の業績に基づく将来の予測について

過去の財務情報は、必ずしも将来の当企業グループの財政状態及び業績を表すものではありません。事業分野の一部で成長が滞る可能性がある一方、新規事業への参入が成功しない可能性もあります。かかる新規事業が当初期待した速さ又は規模で成長できない可能性、当企業グループの業容拡大戦略が期待した成果を上げられない可能性、及び将来の新規事業や資産を既存の事業運営と統合できない可能性があります。

## 22) 日本又は当企業グループが事業を行う他の市場において、地震等の自然災害、テロによる攻撃又は他の災害により重大な損失を被る可能性があります

当企業グループの資産の相当部分は日本国内にあり、当社純資産の相当部分は日本国内における事業から生じております。当企業グループの海外事業には、同様のあるいは他の災害リスクがあります。日本国内あるいは海外において、当企業グループの事業ネットワークに影響する大きな災害、暴動、テロによる攻撃あるいは他の災害は、当社の資産に直接的な物理的被害を与えないとしても、当社の事業を混乱させる可能性があります。また災害の影響を受けた地域や国における重大な経済の悪化を引き起こした結果、当企業グループの事業、財政状態及び業績に支障あるいは影響を与える可能性があります。

## 23) 海外における投資、事業展開、資金調達、及び法規制等に伴うリスク

当企業グループは、海外における投資や事業展開を積極的に進めております。これら投資や事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における投資や事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における

投資や事業展開にあたってはこれに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、投資時点や事業展開開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の株主構成に占める外国人株主の比率は増加傾向にあり、当社の意図とは関係なく結果的に海外における資金調達を行なっているということとなる可能性もあり、その結果、外国の法規制、特に投資家保護のための法規制の影響を受け、その対応のための費用増加や事業における制約等を受ける可能性があります。また、今後は為替リスク回避等を目的として、海外における金融機関からの借入や社債の発行等による資金調達が増加する可能性もあります。これら海外における資金調達を行う場合には、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で実行しておりますが、資金調達時点で想定されなかった事象が起こる可能性もあります。これらの結果、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

さらに、最近では英国Bribery Act 2010や米国The Foreign Corrupt Practices Act等のように、当企業グループの海外拠点等所在地における法規制等で、その適用が日本国内を含む他の国における当企業グループ拠点にも及ぶものがあります。これら法規制等については事前に十分な調査や検証を行いこれら法規制に抵触しないように対応しておりますが、判例等が乏しいため、現時点では想定できない事象により、これら法規制に抵触する可能性もあります。この場合、当企業グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

## 24) 政府の公式情報源及びその他のデータから入手する情報について、事実及び統計の正確性を保証することはできません

日本、日本経済、金融セクター（金融サービス業を含む）、及び当社業務が属する他のセクターに関する事実及び統計は、公式な政府及び他の業界の情報源から入手しており、通常は信頼できるものと考えられます。しかしながら、当社はこれらの情報の質と信頼性を保証することはできません。当社はこれらの情報源から入手した事実及び統計の正確性と網羅性についての事実表明は行いません。さらに、これらの情報源が他の事例と同じ基準又は同程度の正確性や網羅性を伴った事実や数値を明言あるいは集成しているという保証はありません。全ての事例において、これらの事実や統計を過度に信頼すべきではありません。



個別の事業に係るリスクについては有価証券報告書

(<http://www.sbigroup.co.jp/investors/library/filings/>)

をご覧ください。